

地方議会に係る選挙制度の 課題と改革の方向性

東北大学情報科学研究科

河村 和徳

地方議会選挙制度改革の目標

- 「なり手不足」の解消に資する改革
 - 考慮するファクター
 - 日本人の意識・・・「地方に政党政治はそぐわない」「地方議員は地域の御用聞き」
 - 環境変化・・・長期的な地方の衰退（候補者プール）、政治改革の影響（国会議員の候補者擁立インセンティブの低下）、地方分権（議員に求められる資質の向上）、市町村合併（身近な政治家が減ったことに伴う地方議会に対する信頼性の低下）
 - 更なる条件として、より多様な人材が議会を構成する環境をつくることも求められる
 - **二兎追うことが求められる**

効果的な改革としての選挙の再統一

- 地方議員選挙の再統一化
 - 準国政選挙としての位置付けが明確化
 - **政党**のコミットメントが増す
 - メディアがより報道するようになる
 - ⇒ **投票率の向上につながると同時に選挙事務の効率化に資する**
- 手段
 - 4年に1度に集約する方法
 - 2年に1度に集約する方法
 - 地方選挙は、原則、4月と10月に実施する方法 ← **現実的な案**
 - 県と市町村の間での90日特例という選択肢も

同日選の効果

上段：行政効率効果
下段：政治的效果

		統一地方選挙中の選挙実施の有無	
		はい	いいえ
首長選挙と議会選挙の投票日が同日	はい	高	高
	いいえ	高	中～低？（選挙環境に依存）
（双方とも選挙戦になることを想定）	はい	低（マンパワー等のコスト圧縮効果は得られない）	—
	いいえ	中（投票率向上の効果は若干得られる）	—

出典：河村・伊藤（2017）を修正

地方議員選挙の再統一化に必須な改革

- 補選の統一化（優先して改革することが可能）
 - 首長選挙との抱き合わせの効果よりも効果を得やすい（全国共通化効果、政党等のコミットメントが増す）
 - 任期の考え方の変更
 - 議会の解散等があった場合、当選者の任期は**前任者の残任期間**とする必要がある
- **ここを設定しなかったことが、「昭和の大合併」「平成の大合併」と並ぶ統一率低下の最大の要因**

改革を検討する視点

- 地方議員のなり手が不足する背景

- 個人の資源に依存した選挙制度

- 名誉議員の意識（戦前）の上に戦後もたらされた専門議員像が上乗せされている
 - 名誉議員像の残滓

地方議員の立候補者に対して寄付をしない環境、地域の代表職が強いため、集会等にこまめに顔を出す必要がある

- フランスの統一地方選挙でもなり手不足

ノーブレス・オブリージの「限界」

→ 自治会長や元校長などの年金生活者が増えてしまうのは道理

- 即戦力重視となると、**選挙資源を相対的に持っている高齢男性**になる

現在の環境

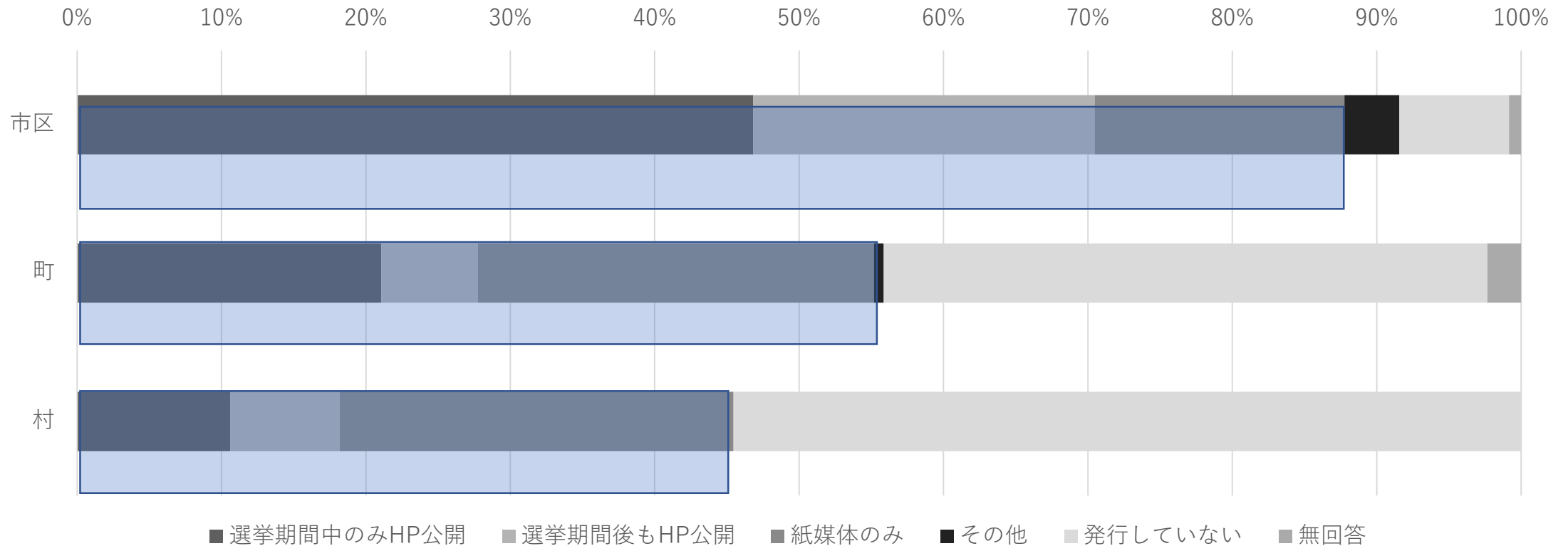
- 投票方式：単記非移譲式
 - 好みの1人しか投票できない（地域の代表と組織の代表に頼まれると板挟みになる）、**即戦力（3バンがある者）が後継者に選ばれやすい**
- 各候補者が個人後援会で戦う
 - 選挙資金は自ら調達、運動員も・・・中選挙区時代との比較、政務活動費の不正流用の温床にも
 - 寄付なく、政党助成法もない・・・国政選挙との違い
 - 後援会は個人資産・・・女性が当選しづらい環境（田舎では保守の女性議員は二世が多く、革新は政党・組織が選挙地盤）

後援会の解散 ≡ 投票率の低下

（参考）NHKスペシャル取材班（2020）

改革試案（市区町村）

選挙公報の発行状況（地方議会）



河村・伊藤（2020）を修正
「民主制下における情報公開・オープンデータ化と情報セキュリティとの交錯
に関する研究」全国市区町村アンケート調査（セコム科学技術振興財団助成）

改革試案（市区町村）

今国会での法改正で達成

- （政令市を除く） **市区町村の選挙公営の共通化**
 - 供託金を町村議選でも導入、その代わり選挙公営を同じとする
- 個人的な要望
 - 市区町村選挙での **選挙公報を原則発行化**
 - 条例で、WEB掲載のみという形も認める
 - 無投票での場合でも選挙公報を発行（WEB掲載のみ） **記録的観点**
 - 寄付控除の拡充と、ICTを利用したより透明な寄付環境をつくる
 - 選挙民主主義は、本来、寄付を重視・・・日本では寄付文化が根付いていないことも一因

投票方式が抱えている課題

- 政党中心の投票制度（比例代表制）の導入の課題
 - 研究者に志向する者は多い印象、しかし日本人意識にそぐわない
 - 同じ政党同士の競争が起こっている現状で合意は難しいし、選挙管理コストも大幅に増える
- 政党中心の投票制度（小選挙区制）の導入
 - 区割りを勧告することが実質的に不可能
 - 各政党が即戦力を求めれば、多様な人材は確保できない
 - 1人区の弊害は既に都道府県議選で指摘されている
(無投票の増加、課題は多いのに結果的に似たような者が当選する)

過去の研究会の答申から、選挙制度（とくに投票方式）は議員のあり方に直結する話題で合意形成が難しい

改革試案（市区町村）

- ペアで選挙をしてもいい環境をつくる

- **制限連記（1人2票）制**の導入
- **市区町村議員選挙版の確認団体**をイメージ

2人以上で組んで選挙戦をすると、公営選挙の部分で（若干）有利になる仕組み（たとえば、市区町村議選で確認団体によるビラ頒布を認める、二連ポスターをOKにするなど、会派による選挙運動も可能になる）

異なる集票組織
を持つ者による
協働を意識

- 中核市では、原則、支所を単位とする選挙区制度を導入する（候補者を認知できないため）

- 条例により「選挙区を設置しなくともよい」ことを決めてもよいとする
- ただし、1人区選挙区は禁止

改革試案（都道府県）

- ペアで選挙をしてもいい環境をつくる
 - **制限連記（1人2票）制**の導入（確認団体制度は既にある）
- 選挙区の問題
 - **1人区制の原則禁止**・・・少数の意見に配慮する議会の立場からすると、望ましいとは言えない、1人区の多い中山間地ほど多様なスペシャリストが必要（東北の事例）
 - ただし、島嶼部等の特例は逆に認める・・・離島振興という特殊利益
- 総定数の問題・・・「多すぎる」に対抗する根拠
 - 議員1人あたり最低人口を発想する必要（市郡の代表なら5万人/議員より多くなるべき）

区割りを考える基本（都道府県）

- 都道府県議員の住民代表としての性格（市郡代表の系譜（地域の代表 + 都鄙の代表））
 - ①合併時の市制要件緩和と過疎化（合区の問題）
 - ②合併に伴う政令市・中核市の増加（権限との兼ね合い）
によって、見直しが必要な時期にある
- ネットと思われる点
 - 市市合区の任意合区に制限 → 市市合区の自由度を増す必要
 - 政令市としか合区できない市町村の取り扱い → 特例（飛び地等）検討？
 - 定数の比例配分的方式 → 権限が委譲されている政令市・中核市の定数を若干減らす方が望ましい（アダムス方式による配分）

シミュレーションの実施

区割り審議の問題（都道府県）

- 審議会（ないしは諮問委員会）が設置され、区割りの基準に基づき自動的に区割り審議が始まる仕組みの方が公正
 - 配分方法、選挙区割りの基準を条例に明記すれば問題は少ないのではないか
- 政令市への議席配分法についての考え方
 - 政令市の行政区を選挙区として確定してから定数を配分するのが一般的
 - 政令市も含めた各市区町村の人口規模に応じて定数を配分し、更に政令市において行政区に人口比例した形で議席を配分する方式もあるのではないか（静岡県で生じている問題）

改革試案（その他）

- 届出方法の検討
 - 立候補の届け出の**電子申請化**・・・既に選挙公報の電子データ入稿は可能
 - 中長期的には告示日の1週間前に**事前届出制**を検討してもいいのではないか？（もちろん告示日当日の立候補受け付けもする）
 - **記号式投票・電子投票への対応が容易になる**
- 立候補者版マイナンバーの創設
 - 立候補者版マイナンバーと口座等の紐付けが可能
 - 研究者の研究者番号と同じで、特定分野の人材の総合的管理が容易になる。